

第10回伊万里市農業委員会会議 議事録

1. 日 時 平成30年10月3日(水)
 開会 午後3時00分
 閉会 午後3時55分

2. 場 所 大会議室

3. 出 席 14名

4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	6	力武 正光	○	11	岸本 熊一	○
2	池田 良一	○	7	中島 徳雄	○	12	相良 安夫	○
3	福田 義晴	○	8	西山 哲	○	13	田代 三義	○
4	松尾 梨香	○	9	吉村 幸夫	○	14	山口 光壽	○
5	江向 信夫	○	10	前田 節朗	○			

議事録署名者 3番 福田 義晴

12番 相良 安夫

5. 事務局職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	松林豊
農地係	岩野江利子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案 第53号	農地法第5条の申請について	(5件)
議案 第54号	農地法第4条の申請について	(5件)
議案 第55号	農地法第4条及び第5条の申請について	(1件)
議案 第56号	農地法第3条の申請について	(7件)
議案 第57号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について (利用権設定 通年 8件) (公社からの買受 1件) (農地中間管理事業 3件)	
議案 第58号	農地利用配分計画の承認について	(3件)

8. 報告事項

報告 第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	(2件)
報告 第19号	農地の形質変更届出について	(1件)

9. 連絡事項

なし

議長	みなさん、こんにちは。 (挨拶)																																	
議長	<p>それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。 本日の会議の欠席者はありません。 次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は、3番 福田義晴委員、12番 相良安夫委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、6つです。</p> <table border="0" data-bbox="376 786 1433 1464"> <tr> <td>議案第53号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第54号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>5件</td> </tr> <tr> <td>議案第55号</td> <td>農地法第4条及び第5条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第56号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>議案第57号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td> 利用権設定 通年</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 公社からの買受</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td> 農地中間管理事業</td> <td>3件</td> </tr> <tr> <td>議案第58号</td> <td>農用地利用配分計画の承認について</td> <td>3件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、2つです。</p> <table border="0" data-bbox="376 1619 1433 1794"> <tr> <td>報告第18号</td> <td>農地法第18条第6項通知の受理について</td> <td>2件</td> </tr> <tr> <td>報告第19号</td> <td>農地の形質変更届出について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>となっております。</p>	議案第53号	農地法第5条の申請について	5件	議案第54号	農地法第4条の申請について	5件	議案第55号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件	議案第56号	農地法第3条の申請について	7件	議案第57号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について			利用権設定 通年	8件		公社からの買受	1件		農地中間管理事業	3件	議案第58号	農用地利用配分計画の承認について	3件	報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件	報告第19号	農地の形質変更届出について	1件
議案第53号	農地法第5条の申請について	5件																																
議案第54号	農地法第4条の申請について	5件																																
議案第55号	農地法第4条及び第5条の申請について	1件																																
議案第56号	農地法第3条の申請について	7件																																
議案第57号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について																																	
	利用権設定 通年	8件																																
	公社からの買受	1件																																
	農地中間管理事業	3件																																
議案第58号	農用地利用配分計画の承認について	3件																																
報告第18号	農地法第18条第6項通知の受理について	2件																																
報告第19号	農地の形質変更届出について	1件																																
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第53号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>																																	

<p>事務局</p>	<p>議案第53号 農地法第5条の申請について御説明します。 議案の1ページ、39番になります。</p> <p>図面は、案内図が1ページ、字図が2ページ、土地利用計画図が3ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。 譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。 許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、40番になります。 図面は、案内図が4ページ、字図が5ページ、土地利用計画図が6ページ、断面図が7ページになります。</p> <p>申請地は、山代町楠久地区です。 譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は申請地が楠久駅から約240mの位置に存在しているため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のi、鉄道の駅、船舶の発着場から概ね300m以内の区域内にある農地に該当します。 許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>
------------	--

事務局	<p>議案の1ページ、41番になります。</p> <p>図面は、案内図が8ページ、字図が9ページ、土地利用計画図が10ページ、断面図が11ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町木場地区です。</p> <p>譲受人が、駐車場を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、42番になります。</p> <p>図面は、案内図が12ページ、字図が13ページ、土地利用計画図が14ページ、断面図が15ページ、平面図が16ページ、立面図が17ページになります。</p> <p>申請地は、二里町西八谷搦地区です。</p> <p>申請人が共同住宅を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>
-----	---

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、43番になります。</p> <p>図面は、案内図が18ページ、字図が19ページ、土地利用計画図が20ページになります。</p> <p>申請地は、大川町宿地区です。</p> <p>譲受人が、作業工場及び駐車場を建設するための申請です。</p> <p>すでに作業工場としているため、始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は申請地が伊万里市役所大川出張所の周辺の位置に存在しているため、第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のaの(b)のiii、県庁、市役所、これらの支所を含むから概ね300m以内の区域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第53号 農地法第5条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>それでは39番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14番委員	<p>譲受人が太陽光発電の設置をするということで行政書士が何回か来られています。図面の3ページを見てもらうとわかりますが計画図の左下に電柱と引込柱がありまして、その下に斜めに農道を横断している農業用水路があるんですが、そこに流したらどうかと言ったら、そこには絶対流しませんと言われ、最終的に周りに全部ブロックを二段積みにして防草シートを中に全部張って、その上に碎石を10センチ敷いて全部地下浸透させますということでした。私は三回目で承諾印を押しました。問題はないと思います。</p>
議長	<p>担当委員さんのほうから説明していただきました。39番について、御意見、御質問はございませんか。</p>

議長	<p><なし></p> <p>続きまして、40番について担当委員から説明をお願いします。</p>
8番委員	<p>不動産業者が駐車場に転用したいと来られました。区長、生産組合長の印鑑もありました。私も現地を確認に行きましたけれども周りも宅地で排水は道路側溝につながれ問題ないと思い押印いたしました。審議をお願いします。</p>
議長	<p>40番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、41番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
11番委員	<p>案内図の8ページ、申請地と書いてある所の大きな十字路になっている道路の下になります、申請人はこの近くに事務所を構えています。駐車場が近くに無く大型トラックを遠くに停めていたのですが盗難が多く、電気部品、バッテリーとか常習犯がいていつも盗られていたそうです。そのため駐車場を近くに整備したいと私のところにみえまして、近くの田んぼを埋めて大型トラック10台くらい入るだろうと計画されております。</p> <p>周辺は道路に囲まれておりますが、排水は既存の側溝がありますのでそこに従来通り流していけば問題はないと説明受けました。現場も確認し問題ないと思います。区長、生産組合長の印鑑もありましたので私も押印しております。よろしくご審議をお願いします。</p>
議長	<p>41番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして42番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
2番委員	<p>申請地周辺は、昨年か一昨年かにアパートが建ち、先月も新築の転用申請が出てました。住宅化が進むような場所です。隣接者の許可も貰われて、区長、生産組合長の印鑑もございましたので、私も確認をし押印いたしました。審議よろしくお願いたします。</p>

議長	<p>4 2 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして4 3 番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
13 番委員	<p>譲受人は以前から塗装業を行われていて作業工場は建っておりました。今回、譲渡人と売買し登記をしようとしたら農地だったということで始末書を添付されております。また隣接地の方、生産組合長、区長の捺印もありましたので、確認のうえ、私も署名しております。審議よろしくお願いいいたします。</p>
議長	<p>4 3 番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第5 3 号 農地法第5 条の申請5 件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第5 4 号 農地法第4 条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第5 4 号 農地法第4 条の申請5 件について御説明します。</p> <p>議案の2 ページ、2 0 番になります。</p> <p>図面は、案内図が2 1 ページ、字図が2 2 ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町白野地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、許可を得ずに植林していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2 種農地の農地区分要件、第2 の1 の(1) のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p>

事務局	<p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、21番になります。</p> <p>図面は、案内図が23ページ、字図が24ページから26ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町下古賀地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>なお、許可を得ずに植林していたことに対し、始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、22番になります。</p> <p>図面は、案内図が27ページ、字図が28ページになります。</p> <p>申請地は、大坪町上古賀地区です。</p> <p>申請人が植林をするための申請です。</p> <p>議案には記載されていませんが、9月28日に行った事務局による現地調査により乙5348について許可を得ずに植林しているこ</p>
-----	---

事務局	<p>とを確認しましたので、9月28日付で始末書が添付されております。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、申請地を山林として管理するための植林の申請であるため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、23番になります。</p> <p>図面は、案内図が29ページ、字図が30ページ、土地利用計画図が31ページになります。</p> <p>申請地は、波多津町筒井地区です。</p> <p>申請人が駐車場の拡大及び進入路拡張をするための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、24番になります。</p> <p>図面は、案内図が32ページ、字図が33ページ、土地利用計画図が34ページ、平面図と断面図が35ページになります。</p>
-----	--

事務局	<p>申請地は、大川町川西地区です。</p> <p>申請人が太陽光発電設備を建設するための申請です。</p> <p>農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)の力の(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)の力の(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>議案第54号 農地法第4条の申請は以上5件です。</p>
議長	<p>農地法第4条20番については、先月の議案にありました〇〇番〇〇委員が所有者である土地の植林と関連した事案となりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>〇〇番〇〇委員は退席をお願いします。</p> <p>(〇〇番委員退室)</p> <p>それでは、20番について担当委員から説明をお願いします。</p>
10番委員	<p>担当である私から説明いたします。</p> <p>この件は前月、〇〇委員と〇〇〇さんの農地で昔に交換されており、今後、変更登記をしたいとの事で、〇〇委員の農地については、前月、転用申請がっております。今回は〇〇〇さんの農地です。元ミカン畑を作っていたらっしゃいましたが、既に植林をされており、始末書を添付されています。図面にありますように、申請地の中が先月申請の〇〇委員の農地です。現地</p>

10 番委員	を確認し問題ないと思います。よろしくお願いいたします。
議長	<p>20番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、20番については許可相当として県へ進達します。</p> <p>〇〇番〇〇委員に御着席いただき、議事を進めたいと思います。</p> <p>(〇〇番委員着席)</p> <p>続きまして21番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14 番委員	相当前に植林をしていたということで転用申請の手続きしませんでしたと見えました。始末書も添付してあります。区長、生産組合長の判子もありました。私も現地を確認して承諾いたしました。
議長	<p>21番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして22番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
14 番委員	クヌギを植えてシイタケの原木としますと来られました。生産組合長、区長の承諾印もありました。周辺の農地に支障になることもないと思い私も承諾いたしました。なお、一筆、隣の筆を確認していたようですので、再度、確認いたしました。
議長	<p>22番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>それでは、23番について、担当委員から説明をお願いします。</p>
11 番委員	自宅への侵入道路と駐車場が非常に狭いため、田んぼの一部を若干嵩上げをしたいということでお願いがっております。区長、生産組合長の印鑑がありました。私も問題ないと思い承諾しています。よろしくご審議をお願いします。
議長	<p>23番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p>
議長	続きまして24番について、担当委員から説明をお願いします。

13 番委員	案内図を見てもらいますと主幹道路から山奥に入ったところで梨を作っておられました。そこに太陽光発電を設置したいとのことで申請をされております。隣接地の方、生産組合長、区長の承認を得ておられましたので、私も問題ないと承認して署名しています。ご審議よろしく申し上げます。
議長	<p>24番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第54号 農地法第4条については先に承認を受けた1件と合わせて申請5件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第55号 農地法第4条及び第5条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第55号 農地法第4条及び第5条の申請1件について御説明します。</p> <p>議案の3ページ、1番になります。</p> <p>図面は、案内図が36ページ、字図が37ページ、土地利用計画図が38ページ、平面図と立面図が39ページから42ページになります。</p> <p>申請地は、二里町東八谷搦地区です。</p> <p>申請人が共同住宅をするための申請です。</p> <p>農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。</p> <p>許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。</p>
事務局	議案第55号 農地法第4条及び第5条の申請については以

	上、1件です。
議長	それでは、1番について担当委員から説明をお願いします。
2番委員	アパートの新築です。周りは宅地と道路、自分の農地に挟まれており営農上の支障はないと思います。隣接者も問題ないということです。区長、生産組合長の印鑑もありました。私も確認いたしまして問題ないと思います。審議よろしくをお願いします。
議長	1番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、議案第55号 農地法第4条及び第5条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第56号 農地法第3条の申請7件について事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第56号 農地法第3条の申請7件について説明します。 議案は4ページになります。 申請事由や経営状況等を掲げております。 全ての案件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。 農地法第3条の申請についての説明は以上です。
議長	それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請について、議案4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。 <なし> 無いようですので、議案第56号 農地法第3条の申請7件について許可とします。

議長	<p>続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕について、利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年8件について、御説明します。</p> <p>議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。</p> <p>今回は借受人が7名、貸付人が8名で、面積は、田が36,743㎡、畑が4,196㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6～10ページに掲げております。</p> <p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定通年についての説明は以上です。</p>
議長	<p>議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年8件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の利用権設定の通年8件については申出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について御説明いたします。</p> <p>議案は11ページの1番になります。</p> <p>こちらは9月の農業委員会で農業公社へ売渡した案件について</p>

事務局	<p>買い手が決まりましたので、今回公社から買い手へ所有権移転を行う内容となっています。</p> <p>売買価格については反当りの金額と全体額を議案の12ページの明細書に記載しております。</p> <p>公社からの買受については、以上1件です。</p>
議長	<p>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので、議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の公社からの買受1件については承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件について御説明いたします。</p> <p>議案は13ページになります。</p> <p>農用地利用集積計画書を14～15ページに掲げております。</p> <p>農業公社への利用権設定、貸付となっております、面積は畑が13,658㎡、貸付人は3名となっております。期間はすべて20年となっております。</p> <p>農地中間管理事業については、以上3件です。</p>
議長	<p>議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p>〈なし〉</p>

議長	<p>無いようですので、議案第57号 農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕の農地中間管理事業3件については、申出のとおりに決定します。</p> <p>続きまして、議案第58号 農用地利用配分計画の承認について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第58号 農用地利用配分計画の承認について御説明いたします。</p> <p>議案は16ページになります。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定による農用地利用配分計画の作成について、同法第19条第3項の規定により、伊万里市長から承認を求められたので、この案を提出することとなっております。先程、農業公社へ利用権設定を行ったものを、借受者1名が借り受けることとなっております。詳細は、17ページになります。</p> <p>農用地利用配分計画の承認については以上3件です。</p>
議長	<p>議案第58号 農用地利用配分計画の承認について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第58号 農用地利用配分計画の承認については承認を戴きました。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理2件について御説明します。</p> <p>議案は18ページを御覧ください。</p> <p>25番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は農地転用の予定であり7月定例農業委員会にて許可相当として進達済みです。</p> <p>26番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。</p> <p>解約後は、貸借の予定であり農地法第3条の申請を議案第56号73番として上程しております。</p> <p>報告第18号については以上2件です。</p>
議長	<p>報告第18号 農地法第18条第6項通知の受理2件について、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、続きまして、報告第19号 農地の形質変更届出について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第19号 農地の形質変更届について御説明します。</p> <p>議案の19ページの5番になります。</p> <p>図面は、案内図が43ページ、字図が44ページ、平面図が45ページ、断面図が46ページになります。</p> <p>申請地は脇田町平山地区です。</p> <p>区画を整理して利用するための届出です。</p> <p>報告第19号については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、5番について、担当委員から説明をお願いします。</p>

6 番委員	申請地の畑が届出人の自宅の隣であり、家の隣だから自分で区画整理と嵩上げをして畑として使いたいということで申請がありました。区長、生産組合長も印鑑がありましたので、私も承諾しました。審議、よろしくお願いします。
議長	5 番について、御質問はございませんか。 <なし> 無いようですので、これで報告事項を終了します。 これで、第10回の農業委員会会議を閉会します。
	<<議事終了>>